

## 国等における最近の動き

### 1 次世代育成支援対策推進法の10年間延長（H26.4.16改正法成立）

- 平成26年度末に期限を迎える次世代育成支援対策推進法については、期限を10年間延長するとともに、一般事業主行動計画について、新たな認定制度を創設し、計画の策定・届出に代えた実績公表の仕組みを追加するなどの措置を含む改正法が成立

### 2 日本創成会議・人口減少問題検討分科会提言（H26.5.8公表）

- 人口移動が収束しない場合、2010年（平成22年）と比較し、2040年における20～39歳の女性人口が5割以下に減少する市町村が約半数（896市町村）となるとの推計を公表
- 併せて、「ストップ少子化・地方元気戦略」を提言
  - ・ストップ少子化戦略；若者（男女）が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境をつくる
  - ・地方元気戦略；地方を建て直し、再興を図る
  - ・女性・人材活躍戦略；女性や高齢者など人材の活躍を推進する

### 3 経済財政諮問会議専門調査会「選択する未来」委員会 中間整理（H26.5.13公表）

『未来への選択』—人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築—

- 「50年後に1億人程度の安定した人口構造を保持することを目指す」との考え方を示すとともに、改革・変革の方向性を提示

### 4 少子化危機突破タスクフォース（第2期） 取りまとめ（案）（H26.5.19公表）

- 今後、我が国の実情にあった少子化対策の加速化が必要であり、そのために解決すべき課題と進むべき方向性について整理

# 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律案（概要）

次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、次世代育成支援対策推進法の有効期限の延長、一般事業主行動計画の策定・届出義務に係る特例措置の創設、母子家庭及び父子家庭に対する支援の拡充、児童扶養手当と年金の併給調整の見直し等の所要の措置を講ずる。

## 主な改正事項

### 1. 次世代育成支援対策の推進・強化（次世代育成支援対策推進法の一部改正）

（法律の有効期限の延長）

① 法律の有効期限を平成37年3月31日まで10年間延長する。

（新たな認定（特例認定）制度の創設）

② 雇用環境の整備に関し適切な行動計画を策定し実施している旨の厚生労働大臣による認定を受けた事業者のうち、特に次世代育成支援対策の実施の状況が優良なものについて、

- ・厚生労働大臣による新たな認定（特例認定）制度を創設
- ・特例認定を受けた場合、一般事業主行動計画の策定・届出義務に代えて、当該次世代育成支援対策の実施状況の公表を義務付ける等

### 2. ひとり親家庭に対する支援施策の充実（母子及び寡婦福祉法、児童扶養手当法の一部改正）

（母子家庭等に対する支援の拡充）

① 都道府県等による母子家庭等への支援措置の積極的・計画的な実施や関係機関の連携等に係る規定の整備など母子家庭等への支援体制の充実を図るとともに、高等職業訓練促進給付金（※）等の公課禁止など母子家庭等への支援の強化を図る。  
※ 母子家庭の母等が就職に有利な資格を取得するために養成機関で修業する期間の生活を支援するための給付金。

（父子家庭に対する支援の拡充）

② ①に加え、父子福祉資金制度（父子家庭に修学資金、生活資金等を貸し付ける制度）の創設等、父子家庭に対する支援を拡充するとともに、法律の題名を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

（児童扶養手当と年金の併給調整の見直し）

③ 児童扶養手当の支給対象とされていない公的年金給付等の受給者等について、公的年金給付等の額に応じて、児童扶養手当の額の一部を支給する。

【施行期日】 1については平成27年4月1日（①については公布日）  
2については平成26年10月1日（③については平成26年12月1日）

1

## 次世代育成支援対策推進法の概要と見直しのポイント （平成17年4月から平成27年3月までの10年間の時限立法）

10年間の延長

- 次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資するため次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進
- 地方公共団体及び事業主に対し、次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけ、10年間の集中的・計画的な取組を推進

### 行動計画策定指針

○ 国において地方公共団体及び事業主が行動計画を策定する際の指針を策定。

（例）一般事業主行動計画：計画に盛り込む内容として、育児休業や短時間勤務に関する取組、所定外労働の削減や年次有給休暇の取得に関する取組を記載

指針の内容を充実・強化

### 地方公共団体行動計画の策定

①市町村行動計画

②都道府県行動計画

→ 地域住民の意見の反映、労使の参画、計画の内容・実施状況の公表、定期的な評価・見直し等

### 事業主行動計画の策定・届出

①一般事業主行動計画（企業等）

- ・大企業（301人以上）：義務
- ・中小企業（101人以上）：義務（23年4月～）
- ・中小企業（100人以下）：努力義務

一定の基準を満たした企業を認定

②特定事業主行動計画（国・地方公共団体等）

現行の認定制度の充実

新たな認定（特例認定）制度の創設

計画の策定・届出に代えた実績公表の枠組みの追加

施策・取組への協力等

策定支援等

### 次世代育成支援対策地域協議会

都道府県、市町村、事業主、労働者、社会福祉・教育関係者等が組織

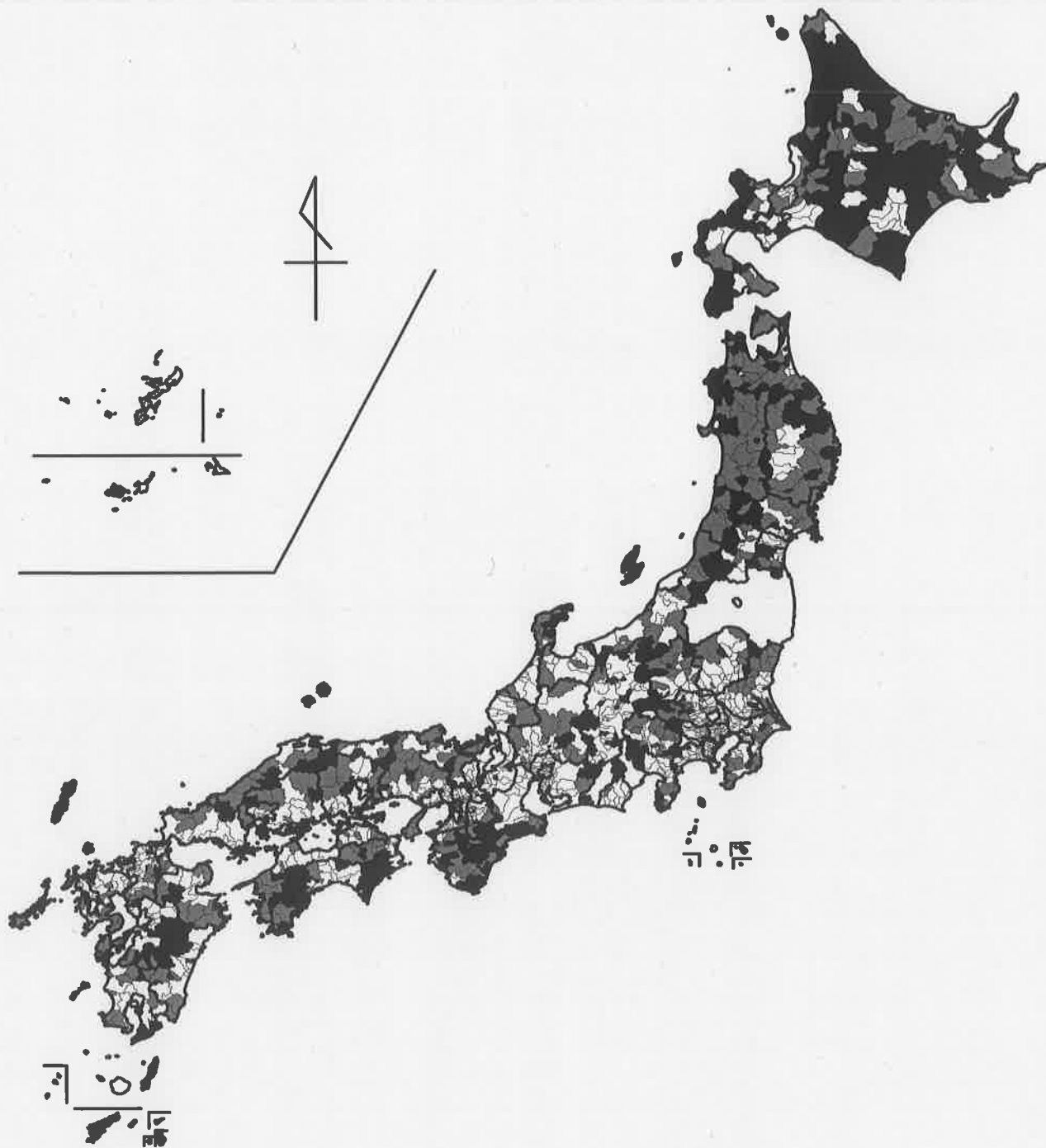
### 次世代育成支援対策推進センター

事業主団体等による情報提供、相談等の実施

2

全国市区町村別 若年女性人口の将来推計人口<日本創成会議 公表資料(H26.5.8)>

○2010年⇒2040年(30年間)に、若年女性人口(20歳~39歳)が50%以上減少する市町村は急増(全体の49.8%(896市町村))



■ 人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人以上の市区町村 (373)  
■ 人口移動が収束しない場合において、2040年に若年女性が50%以上減少し、人口が1万人未満の市区町村 (523)

# 「ストップ少子化・地方元気戦略」(要約版)

## 一戦略の基本方針と主な施策一

人口減少の深刻な状況(特に地方の急激な人口減少)に関し国民の基本認識の共有を図る。

- 全国の人口減少の将来の姿を公表。「ストップ少子化アンバサダー」の活動。

### 【ストップ少子化戦略】

○ 基本目標を「国民の『希望出生率』の実現」に置く。

- 2025年に「希望出生率=1.8」を実現することを基本目標。その後第二段階として、人口置換水準(出生率=2.1)の実現も視野に置く。<別紙>

○ 若者が結婚し、子どもを産み育てやすい環境づくりのため、全ての政策を集中する。企業の協力は重要な要素。

- 「若者・結婚子育て年収500万円モデル」を目標とした雇用・生活の安定
- 結婚・妊娠・出産支援(公共機関による結婚機会提供、妊娠出産知識普及、妊娠・出産・子育てワンストップ相談支援)
- 子育て支援(待機児童解消、「保育施設付マンション」、ひとり親家庭支援)
- 働き方改革(育児保障水準引上げ、多様な「働き方」「企業別出生率」公表)
- 多子世帯支援(子どもが多いほど有利になる税・社会保障、多子世帯住宅)

○ 女性だけでなく、男性の問題として取り組む。

- 男性の育児参画; 育児完全取得、定時退社促進(残業割増率引き上げ)

○ 新たな費用は、「高齢者世代から次世代への支援」の方針の下、高齢者対策の見直し等によって対応する。

- 高齢者優遇制度等の見直し(公的年金等控除など)、「終末期ケア」の見直し

### 【地方元気戦略】

○ 基本目標を「地方から大都市への『人の流れ』を変えらる」と、特に『東京一極集中』に歯止めをかけることに置く。

- 地方の人口減少の最大要因は、若者の大都市への流出。これが、日本全体の少子化に拍車をかけている。一方、東京圏は高齢化が一挙に進む。
- 地方から大都市への『人の流れ』を変えらる、特に『東京一極集中』に歯止めをかけることを基本目標。少子化対策とともに首都直下地震対策にも有効。

※2020年の東京五輪を視野に置き、対応を急ぐ必要がある。

○ 「選択と集中」の考え方の下で、地域の多様な取組を支援。

◇ 若者に魅力のある地域拠点都市に投資と施策を集中することが重要。

- 人口減少に即応した「新たな集積構造」の構築;  
「コンパクトな拠点」+「ネットワーク」形成、自治体間の「地域連携」、「地方法人課税改革」
- 地域経済を支える基盤づくり; 地域資源を活かした産業、スキル人材の地方へのシフト、農林水産業の再生
- 地方へ人を呼び込む魅力づくり; 地方大学の再編強化、地方企業への就職支援「全国住み替えマップ」、ふるさと納税の推進、都市からの住み替え支援優遇税制、観光振興
- 都市高齢者の地方への住み替えを支援

### 【女性・人材活躍戦略】

○ 女性や高齢者、海外人材の活躍推進に強力に取り組む。

- 「女性就労目標」の達成 ● 「働き方」に中立な税・社会保障
- 女性登用(行政・民間企業の数値目標設定)
- 「高齢者」の定義見直し、高齢者の就労促進
- 海外からの大規模移民は現実的でない。「高度人材」の受け入れを推進

長期的かつ総合的な視点から、政策を迅速に実施する。

- 内閣に「総合戦略本部」を設置し、「長期ビジョン」と総合戦略を策定。
- 地域の関係自治体が参加する「地域戦略協議会」を設置し、「地域版長期ビジョン」と総合戦略を策定(地域の「出生率目標」設定を含む)。

## 成長を続ける 21 世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」 <抜粋>

### 1. 『ストップ少子化戦略』: 若者（男女）が結婚し、子どもを産み、育てやすい環境を作る

#### ①若年世代の経済的基盤の確保

ア. 「若者・結婚子育て年収 500 万円モデル（仮称）」の検討

イ. 「若者の雇用・生活の安定化」

（非正規雇用のキャリア・アップ、処遇改善）

⇒「多様な正社員制度」の導入をはじめ多様な形態の正規雇用の実現・普及

（短時間労働者への社会保険適用の拡大）

#### ②結婚・妊娠・出産の支援

ア. 「出会いと結婚」の機会づくり

（公共機関による結婚情報・機会提供）

⇒男女の「出会いと結婚」の機会づくりは、社会的にも存在意義が高まっている。地方自治体など公共機関においても結婚情報や機会提供を行う取組を積極的に展開すべき

イ. 妊娠・出産に関する知識普及

（加齢と妊娠・出産に関する知識普及）

⇒若い男女に対し、対象者の年齢に応じて、妊娠・出産に関する情報の提供と知識の普及・啓発や学校教育の充実を図ることは喫緊の課題

ウ. 妊娠・出産に対する支援

（妊娠から出産、子育てまでの切れ目ない相談支援体制）

⇒母親が妊娠期から身近な拠点で相談でき、安心して子どもを産み育てられること（仕事の支援も検討）が可能となるような、切れ目のないワンストップ相談支援体制の整備

（「産後ケア」の充実）

（不妊治療等生殖補助医療の支援）

#### ③子育ての支援

ア. 「待機児童」の早期解消等

（「待機児童解消」の加速化）

（「ゼロ歳児保育」の再検討）

イ. 身近な子育て拠点の整備

（マンションや小学校等の子育て拠点整備）

ウ. 男性の育児・家事への主体的な参画

（男性の主体的参画）

⇒子育ては、男女が共に責任を有しており、共同して参画すべき。特に男性が強く意識を持ち、育児や家事に主体的に参画することが求められる

エ. ひとり親家庭への支援

（ひとり親家庭への支援の強化）

オ. 養子縁組への対応

（「民間養子縁組機関」のルール整備）

#### ④企業における「働き方」の改革

ア. 育児休業の拡充等

(20歳代からの育休取得)

(男性の育休完全取得)

⇒原則として全ての男性が育休を取得するように取り組む必要。このため、パパママ育休プラスの拡充など制度面の対応のほか、企業・男性への働きかけを強化すべき

(育休保障水準の引き上げ)

⇒休業保障(育児休業給付)の引上げにより、賃金水準の低い20歳代などのケースにおいても育休が取りやすくすべき

(育休明けの円滑復帰の支援)

⇒在宅訓練や託児サービス付訓練の充実

(出産・育児で退職する間の経済支援)

(転勤に関する配慮)

#### イ. 子育てと仕事が「両立」する働き方の実現

(「長時間労働」の是正—残業割増率50%への引き上げ)

(多様な働き方の推進)

⇒ITの活用等により、在宅勤務を含め、時間・場所を自由を選べる柔軟な働き方を推進

(子育て中の柔軟な働き方)

⇒短時間勤務の導入や在宅勤務が可能な「テレワーク」の普及

#### ウ. 企業の姿勢・実績に対する評価と支援

(企業の姿勢・実績の公表—トップランナー方式)

⇒企業の取組状況(「企業別出生率」や育休取得状況などの実績)を公表し、積極的に取組実績をあげている企業の社会的評価向上

(「子だくさん企業」の優遇)

(中小企業や非正規雇用の従業員に対する支援)

⇒中小企業等に対する助成金の給付等支援策の拡充

(「ワークライフマネジメント」の考え方)

⇒仕事と生活の両者の「相乗効果」によって心身ともに豊かな人生を送っていこうとする考え方の重視

### ⑤多子世帯への支援

#### ア. 多子世帯の経済的支援

(多子世帯に対する保育・教育サービスの軽減・無償化)

(多子世帯向け住宅の確保)

#### イ. 子どもが多いほど有利となる税・社会保障

(子どもが多い世帯ほど有利な税・社会保障制度)

2. 『地方元気戦略』; 地方を建て直し、再興を図る **省略**

3. 女性・人材活躍戦略; 女性や高齢者など人材の活躍を推進する **省略**

# 未来への選択

— 人口急減・超高齢社会を超えて、日本発成長・発展モデルを構築 —

## 【確実な未来】

50年後も、人口減少が続き、加速。  
現状のままでは、「人口急減・超高齢社会」の到来

人口 (2013年)12,730万人 → (2060年)8,674万人  
 減少幅 2008～2013年 ▲16万人/年  
 2010年代後半～2020年代初頭 ▲50～60万人/年  
 2040年代初頭 ▲100万人/年  
 高齢化率 (2013年)25% → (2060年)40%

## 【現状のまま何もしない場合の未来像】

- ・プラス成長を続けることは困難になり、マイナス成長が定着
- ・「人口オーナス」と「縮小スパイラル」の双方が作用し、国民生活低下のおそれ
- ・女性、高齢者、若者が活躍できない労働市場の二極化、格差の固定化・再生産
- ・地方で4分の1以上の自治体が消滅可能性、東京では超高齢化
- ・医療・介護費の増加により財政破たんリスクの高まり

## 危機意識の共有

未来を変える時間軸

成長・発展(早期に) アベノミクスを機に長期の発展経路へ

人口・地域(2020年用途) 人口減少が加速する前にトレンドを変える

2020年のその先へ 持続的・安定的に成長・発展する経済社会

## 【未来への選択】

- ・制度、政策や人々の意識が速やかに変われば、「人口急減・超高齢社会」への流れは変えられる
- ・若い世代や次の世代が豊かさを得て、結婚し、子どもを産み育てることができるよう集中して改革・変革

### ①人口

50年後に1億人程度 (この場合、その一世代後には微増に転じる)

- ・国民の希望どおり子どもを産み育てられる環境により、1億人程度の人口を保持
- ・資源配分を高齢者から子どもへシフト、出産・子育て支援を倍増。費用は現世代で負担
- ・子どものための政策推進

### ②成長・発展

経済を世界に開き、「創意工夫による新たな価値の創造」により、成長し続ける

- ・イノベーションが生産性向上の切り札
- ・産業・企業の「新陳代謝・若返り」(ダイナミズム)
- ・オープンな国づくりと、外国人材の戦略的受け入れ
- ・債務残高対GDP比引下げ等の明確な目標

### ③人の活躍

年齢、性別に関わらず能力発揮

- ・男女の働き方改革により、能力や意欲に応じた活躍の機会充実
- ・70歳まで働ける社会(新生産年齢人口)
- ・未来の技術や産業に適応したプレイヤヤーの育成
- ・格差の再生産の回避

### ④地域の未来

個性を活かした地域戦略、集約・活性化

- ・新しい発想で資源を利活用し、働く場所をつくる(農業、観光等)
- ・「集約・活性化」によるコンパクトな地域・地方中枢都市圏域の形成
- ・東京への若者の人口流出を抑制
- ・東日本大震災の復興を地域のモデルに

### ⑤信頼・規範

基盤的な制度、文化、公共心など社会の土台を大切にす

- ・日本の国土に育まれた伝統、文化、美意識、価値観の継承・発信
- ・国際貢献やルールづくりに参加、世界に発信し続ける
- ・社会保障制度や財政の持続可能性の確保

## 『未来への選択』 <人口、人の活躍を抜粋>

### 1. 人口：子どもを産み育てる環境の整備により50年後に1億人程度の人口保持

#### 中長期的課題と改革・変革の方向性

- 将来的に一定規模の人口を保持し、安定的な人口構造を保持していくためには、出生率の回復が不可欠である。
- 人口急減・超高齢化という人口動態への対応は、効果発現までに複数の世代が必要になる。出生率回復が10年遅れると50年後の人口はさらに約300万人減少するというように、スタートが遅れるにつれ、将来の人口規模・構成に大きく影響する。このため、若者が結婚し、子どもを妊娠し、産み育てやすい環境づくりに、国、自治体、企業を含め社会全体で早急に取り組む。

#### (1) 抜本的少子化対策

少子化の要因のひとつに、結婚できない若者が多いことが挙げられる。この背景として、正社員と非正規社員が二極化し、低賃金で雇用が不安定な非正規社員が増えていることが考えられ、非正規社員の処遇を見直すなど、若者が安心して結婚できる環境を整備していく必要がある。

また、結婚した男女については、経済的な理由等から希望の子ども数を持ってない夫婦が多いという現状があり、まずは子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因を除去し、それにより出生率を高めることが重要である。このため、子どもを持つことによる新たな経済的負担を最小限に止めるという視点で、様々な制度・仕組みを全面的に見直していく。

夫婦の理想子ども数は平均で2.4人だが、現実には1.7人。その理想を実現できる環境を整えることが、出生率を2程度まで回復するためには必要である。第二子、第三子を産み育てやすい環境を実現するため、第三子以降の出産・育児・教育への傾斜支援など、これまでの延長線上にない少子化対策を推進していく。

#### (2) 子どものための政策推進と意識変革

少子化対策を出産・子育て支援よりも広がりのある切れ目のない支援に拡張していくとともに、従来からの少子化対策の枠組みにとらわれることなく、様々な分野の政策を子どものための製作という視点から見直し、子どものための政策は未来への投資と位置付けて積極的に拡充を図っていく。

また、子どもを産み育てたい人の希望を阻害する要因につながっている人々の意識や価値観（例えば、企業の有期雇用労働者等のことを「非正規」社員と呼ぶ価値観、男性であることが暗黙裡に有利に働く企業文化、制度はあっても育児休業等を取りづらい風潮等）が変わっていくよう、危機意識の共有を広げる。

### 3. 人の活躍：年齢、性別にかかわらず能力発揮

#### 中長期的課題と改革・変革の方向性

- 男女の働き方を改め、出産・育児と仕事の両立がしやすい環境をつくることで、男女が共に持てる能力を発揮することができる社会を構築するとともに、女性の労働力率のM字カーブを解消していく。



- 人生のあらゆる場面で、何度でもチャレンジできる社会をつくっていく。また、元気な高齢者が経験や能力を活かし、仕事や社会活動を通して活躍できる社会を実現していく。
- 子どもの潜在能力を開花させ、未来のプレイヤーになれる人材を育成していく。

#### (1) 性別、正規・非正規：能力や意欲に応じた活躍の機会充実

長時間労働を前提とした正社員と非正規社員とに二極化した労働市場を背景に、人の力を十分引き出すことができず、結婚・育児と就労の両立も難しい状況が依然として強く残っている。その結果、20代後半から30代にかけて女性の労働力率が低くなるM字カーブの傾向が見られる。このため、男女の働き方を巡る制度・慣行や人々の一特に男性の一意識、ワークライフバランスを抜本的に変革し、能力や意欲に応じて労働参加と出産・育児の双方の実現を促す仕組みを構築していく。

また、企業や行政機関における少子化対策やワークライフバランス改善に向けて取組の見える化を進めることによって、企業や行政機関の文化や人々の意識を変えていく。

#### (2) 高齢者：健康長寿を社会の活力に

平均寿命や健康寿命の延伸が見込まれる中で、増加する元気な高齢者が経験、能力を活かして活躍できる社会を実現していく。これまでは15歳以上から65歳までを生産年齢人口と捉えてきたが、過去10年余りの期間で高齢者の身体能力は5歳程度若返っていることを踏まえれば、70歳まで働く人（「新生産年齢人口」）と捉え直し、仕事や社会活動に参加する機会を充実させていく。その際、あらゆる世代の人が意欲と能力に合わせてキャリア形成をし、生きがいや誇りを感じられる職業を選択できるようにしていく。

#### (3) 若者、子ども：未来を支えるプレイヤーの育成

すべての子どもに幼少時から自発性、創造性を伸ばす教育や、学びの選択肢や学び直しの機会を増やし、生涯を通じて能力を発揮できる人材を育成していく。すなわち、親の経済力とは独立した形で、子どもの様々な能力を伸ばす多様な機会を充実させ、格差の再生産を回避していく。加えて、起業・転職の不成功、失職など一旦失敗するとやり直す道を探すことが容易でない現状を改善し、複層的、複線的に多様な再チャレンジの機会を確保し、一人ひとりが意欲、能力に応じて活躍していくことができる環境を整備していく。

未来の技術革新や産業構造の変化によって、人々の働き方や求められる能力も変化し、新しいタイプの仕事も次々と生まれてくる。そうした中で、新しい技術や産業に適応しつつ付加価値を生み出し、未来を支える人材（「プレイヤー」）を育てていくことが重要である。海外留学などに積極的に挑戦でき、その結果が社会で適切に評価されるようにするなど、グローバル・プレイヤーとして活躍できる人材を育てる仕組みを構築していく。

<取り組むべき課題と進むべき方向性>

現在の少子化の状況は、個々人の結婚や出産、子育てに関する希望が実現されていない結果でもあり、早期に結婚、出産等に関する希望が叶う社会となるよう、少子化に歯止めをかけるための抜本的な少子化対策に取り組むことが必要

1 都市と地方のそれぞれの特性に応じた少子化対策

- 人口規模、地域内の雇用情勢、育児期の女性の就業の容易さ、親からの支援、子育てや結婚に関する規範意識の違いなどにより、少子化の状況は異なる。
- このため、これまで取組を進めてきた子育て支援の充実に加え、地方への企業誘致を含む地域活性化、若者の雇用対策、定住促進等の関連政策との連携が必要。

2 少子化対策のための財源の確保

- 少子化対策を未来への投資として、まずは、家族関係社会支出の対GDP比2%を目指し、抜本的な少子化対策に取り組むための財源の更なる確保が必要。

3 結婚・妊娠・出産・育児の「切れ目のない支援」のための地域少子化対策強化交付金の延長・拡充

- 平成25年度補正予算により創設した地域少子化対策強化交付金は、地方自治体の多様なアクションを促進する前提となるものであり、平成27年度以降についても継続・拡充する必要。

☞ 県内の交付決定の状況

4 妊娠・出産等に関する正確な情報提供

- 妊娠・出産等について、適切な時期に正確な情報提供を行い、啓発普及を図ることが重要。

留意点1. 医学的・科学的に正しい情報提供を

妊娠と年齢の関係や男性不妊、ライフスタイル、摂食障害、体重、喫煙などのリスクファクター等を含めた正しい情報提供が必要。

留意点2. 個人の自由な選択を尊重する

「知らなかったから選択できなかった」ということをなくし、個人の自由な選択を可能とする観点からの情報提供を実施する必要。

留意点3. 社会的関心の喚起をはかる

多くの国民が関心や親しみを持つように、インフルエンサー（周囲に影響を与える存在）の活用などの工夫も大切な視点。

留意点4. 誰もが正しい情報にアクセスできる環境

子育て世代の男女だけでなく、その家族、職場の同僚や上司、さらには次世代を担う若者など、対象者に応じ、適切な手法により適切な内容を提供することが重要。

5 少子化危機突破の認識共有に向けて

<社会全体における認識共有>

- 少子化は中長期的に様々な社会問題として顕在化するため、緊急性の認識が共有されにくいですが、少子化の状況は、個々人の結婚や出産、子育てに対する希望が実現されていない、子どもや親が幸せでないというミクロの問題の表れであると認識する必要。
- 希望の子どもの数を実現できるよう、子育ての経済的な負担を軽減することも重要であり、子どもの数が増えると幸福実感が高まるとの調査もあることから、特に3人以上の多子世帯

の負担感の軽減に向けた取組が重要。

- 少子化対策の効果を高めるためには、結婚、妊娠、出産、育児をめぐり、行政を始めとして、国民、企業、学校、メディアなど全てのステークホルダー（関係者）の意識改革が重要であることから、広く少子化危機突破の認識が共有されるための取組を展開する必要。

（例）男性の育児に対する意識改革、子育ての楽しさや充実感といったプラスイメージの共有

<企業における認識共有>

- 企業、特に、企業トップの意識改革が重要。
- 夫の家事・育児参加時間が長いと、第2子以降の出生割合が増えるという調査もあり、男性が育児参加できるよう、長時間労働の削減やフレックス・在宅勤務等の柔軟な働き方の推進等の職場環境の整備に向けた取組が必要。
- 女性の活躍促進の観点からも、次世代法の事業主行動計画を活用した「見える化」などにより、経営者を始めとした職場全体の意識改革を政策的に推進していくことが必要。
- ワーク・ライフ・バランス支援制度を利用しにくいといった職場風土（マタハラやパタハラの問題）など、男性女性の双方にとって、子どもを産み、育てることを難しくしている要因について、離職率や有給休暇取得、育児休業取得率、フレックスや在宅勤務の導入状況などの「見える化」等により、多様な対策を講じることが重要。

#### 6 施策の整理・検証（「CAPD」サイクル）の実施

- 既存の関連施策を一度棚卸し（Check）し、効果的なものを実行し（Action）、改めて次の政策を策定し（Plan）、施行する（Do）という手順を進めることが重要。

#### 7 少子化対策の目標のあり方の検討

- 目標は、個人に対する目標ではなく、あくまで政府や企業に向けたものであることを改めて明確にし、そのことを国民に対して丁寧に説明するとともに、目標を実現するための政策手段やプロセス、目標に到達した際の社会の姿についても併せて示すことが必要。
- 少子化対策の目標の設定に当たっては、国民全体、また家族に関わるものであることに留意し、国民の理解と賛同を得られ、子どもの最善の利益を追求するものとなるよう充分配慮することが重要。

## 地域少子化対策強化交付金（本県分）

### 【県事業分】

区分	交付額	事業概要
富山県	40,000,000円 (交付決定済)	1 少子化危機突破県民大会開催事業（4,600,000円）（知政） ①分科会（40名×3分科会） ②全体会（パネリストセッション、トークショー、宣言の採択等）
		2 とやまマリッジサポートセンター事業（15,400,000円）（知政） ・マリッジサポートセンターの設置 （会員管理システムの導入、個別マッチングの実施、企業向け・個人向けセミナーの開催、結婚支援情報の提供）
		3 女性の健康対応事業（10,000,000円）（厚生） ①女性の健康オープンセミナーの開催 ②企業での女性の健康とライフバランス講座の実施 ③健やか三世代応援講座の実施
		4 イクメン・カジダン・出前講座開催事業（1,300,000円）（生環） ①企業・大学への出前講座の実施 ②企業向け・大学向けレポートの作成
		5 病児・病後児サポート推進事業（1,500,000円）（厚生） ①地域の子育て支援等に関わる者を対象としたセミナーの開催 ②意見交換会の実施
		6 子育て支援人材育成事業（7,200,000円）（厚生） ①子育て支援人材育成・マッチング事業 ②子どもの居場所づくり活動支援事業

### 【市町村事業分】

富山市	16,040,000円 (交付決定済)	妊産婦・乳児健康診査事業（母子健康手帳アプリの作成・活用） 従来からの母子健康手帳に加え、普及が拡大しているスマートフォンやタブレットで活用できる母子健康手帳アプリを開発
魚津市	7,970,000円 (交付決定済)	1 こうのとりにネットワークフォーラム（1,000,000円） ①「結婚できる、産める、育てられる」まちづくりフォーラムの開催 ②支援関係団体・ボランティアの意見交換会の開催 ③支援関係団体の先進地情報収集
		2 こうのとりにプロジェクト（2,490,000円） ①未婚者の結婚観インタビュー事業 ②若手社員研修交流事業（ライフキャリアセミナー、ワークライフバランス研修等） ③上司の啓発研修事業 ④結婚式コンテスト事業 ⑤結婚式モデル事業（低予算で特色ある模擬結婚式の開催）
		3 10代と赤ちゃん出会い事業（2,160,000円） ・小学校高学年、中学生を対象にした「赤ちゃんとのふれあい、赤ちゃんの母親との会話」等
		4 まちなかマタニティ普及啓発事業（2,320,000円） ①商業施設、観光施設の駐車場にマタニティマークを設置 ②妊婦や子育て中の親が参加し、「まちなかマタニティ&キッズマップ」を作成